

令和4年度 第4回門真市男女共同参画審議会 議事録

開催日時	令和4年12月26日(月) 午前1時～午後2時30分
会場	門真市役所 本館2階 大会議室
出席者	<p>【会長】山本 委員 【副会長】西岡 委員 【委員】岩井 委員 大倉 委員 勝川 委員 木下 委員 酒井 委員 土川 委員 品川 委員 白土 委員 中道 委員 萬田 委員 三村 委員</p>
欠席者	<p>【委員】畑 委員 宮本 委員</p>
事務局	<p>水野 市民文化部部長 山 市民文化部次長 黒木 人権市民相談課課長 清水（由加里） 人権市民相談課課長補佐 清水（智覚） 人権市民相談課主査</p>
議題	<p>1 議 事 第3次かどま男女共同参画プランの策定について 2 その他</p>
資料	<p>1 審議会座席表 2 門真市男女共同参画審議会委員名簿 3 第3次かどま男女共同参画プラン（素案）</p>

事務局

それでは、定刻となりましたので、ただいまより門真市男女共同参画審議会を開催させていただきます。

本日は年末の何かとお忙しい中、ご出席賜り誠にありがとうございます。

本日、司会を務めさせていただきます市民文化部人権市民相談課の黒木と申します。どうぞ、よろしく願いいたします。

それでは、会議を始めます前にマイクの使い方のご説明をさせていただきます。

議事録作成の関係上、発言される前には必ずマイクの電源を入れて頂くようお願いいたします。

ボタンを押していただきますとオレンジ色に光り、オンの状態になります。光っていることを確認されてから、ご発言頂きますようお願いいたします。

また、別の方が発言されている最中にボタンを押されると、先に発言されていた方のマイクがオフになってしまいますのでご注意願います。

続きまして、委員の皆様のご紹介をさせていただくにあたり、当審議会委員の交代についてご報告をいたします。

門真市民生委員児童委員協議会会長 川西 利則 委員に代わり、同副会長 勝川 喜美子 委員にご就任いただきました。勝川委員よろしく願いいたします。

それでは、改めて皆様のご紹介をさせていただきます。

パナソニックオペレーションエクセレンス株式会社

人事戦略デザイン室 人事戦略課の 岩井 友 委員でございます。

市民代表の 大倉 史朗 委員でございます。

門真市民生委員児童委員協議会 副会長の 勝川 喜美子 委員でございます。

大阪大谷大学文学部日本語日本文学科 教授の 木下 みゆき 委員でございます。

市民代表の 酒井 幸子 委員でございます。

門真エイフボランティアネットワーク 会長の 品川 幸子 委員でございます。

門真市人権協会 会長の 白土 清治 委員でございます。

門真市母子寡婦福祉会 会長の 土川 好子 委員でございます。

弁護士の 中道 秀樹 委員でございます。

大阪国際大学人間科学部 教授 西岡 敦子 委員でございます。

一般財団法人 大阪府男女共同参画推進財団 嘱託職員 兼 NPO法人 PeerDo理事
の 萬田 久美子 委員でございます。

門真市男女平等教育推進委員会 会長の 三村 泰久 委員でございます。

追手門学院大学 地域創造学部学部長・地域創造学部 教授 山本 博史 委員でござ
います。

なお、本日、畑委員、宮本委員のお二人につきましては、欠席の連絡をいただいております。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

市民文化部長の水野でございます。

続きまして、市民文化部次長の山 でございます。

人権市民相談課 課長補佐の清水 由加里 でございます。

人権市民相談課の 清水 智覚 でございます。

私、人権市民相談課の黒木でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

なお今回も今年度より、かどま男女共同参画プラン改定に係る支援事業者として株式会社地域社会研究所から2名を同席させていただいております。

以上でございます。

本日の審議会につきましては、15名中13名のご出席をいただき、出席者が過半数に達しておりますので、門真市男女共同参画推進条例施行規則第13条第2項の規定に基づきまして、当審議会が成立していることをご報告申し上げます。

次に、本日の資料について、確認をお願いいたします。

まず、

資料1 「審議会座席表」

資料2 「審議会委員名簿」

資料3 「第3次かどま男女共同参画プラン（素案）」

となっております。

不足の資料がございましたら、事務局にお申し出いただきますようお願いいたします。

なお、今年度の本審議会は原則公開とし、必要がある場合のみ非公開となっておりますことをご報告申し上げます。

それでは、議事に移らせていただきます。

以降の議事進行につきましては、門真市男女共同参画推進条例施行規則第13条第1項の規定に基づき、会長が議長となりますので、会長にお願いしたいと思います。

山本会長、どうぞよろしく申し上げます。

議長

それでは、会議次第に従い進めてまいりたいと思います。

続きまして、議事案件「第3次かどま男女共同参画プラン」の策定について、事務局より説明をお願いします。

事務局

「第3次かどま男女共同参画プラン」の策定について、ご説明いたします。

まず、今後の予定でございますが、本日の審議会にて素案に対するご意見をいただいたのち、計画（案）として、年明け1月に開催予定の男女共同参画社会推進本部会議にて報告を行い、承認をいただきます。

その後、パブリックコメントを行ったうえで、さらに推進本部会議にて結果を報告し、3月末に予定しております審議会にて最終の計画（案）の答申をいただき、策定できるよう進めてまいります。

本日、記載情報の入れ替えや表現方法の変更も検討しておりますので、お気づきの点がございましたら、ご指摘いただきますよう、よろしくお願いいたします。

では、前回の男女共同参画審議会以降の第3次プラン策定にかかる経過についてご報告いたします。

10月に同審議会を開催し、第3次プランの素案の内容について説明を行い、委員の皆様から貴重なご意見をいただいた後、11月に男女共同参画社会推進本部幹事会を開催し、第3次プランの素案の基本目標や施策内容についての意見をいただきました。

同審議会及び幹事会でいただいた意見を踏まえ、第3次プランの素案を今回作成いたしております。

まず、幹事会での意見や会議終了後委員からいただいた意見を抜粋して紹介させていただきます。

1点目として、プランの重点項目のうち、男性の育児休業取得への理解・促進について、市職員だけでなく市内の事業所にも普及促進する表記を加えるのはどうか。

これについては、今回の素案に反映しております。

2点目として、プランの重点項目のうち審議会や管理職への女性の登用について、審議会においてはすでに30%を達成しているので、第3章の基本目標1で目標値を設定する取組内容として40%を明記されていると思うが、今回重点項目でも取り上げているので、ここでも再度40%をわかりやすく表記してはどうか。

これについては、今回の素案に反映しております。

3点目として、前回のプランにはなかった女性活躍推進法について、今回28ページで取り上げているが、改正内容だけでなく制定内容もあわせて記載するのはどうか。

これについても、今回の素案に反映しております。

それでは、素案の説明に移らせていただきます。

「第3次かどま男女共同参画プラン（素案）」をご覧ください。

ページをめくっていただき、目次をご覧ください。

前回の審議会におきましては、全体の構成を確認していただくため、目次の内容の概略と第3章のみを抜粋してご説明いたしました。

特に、第3章が本プランの重要部分でありますことから、前回の審議会でのご説明と重複する箇所もございますが、追加を含めた変更箇所も改めてご説明させていただきます。

目次及び第1章、第2章のご説明のあとに、ご意見を頂戴したいと存じます。

まず、目次の第1章では、プランの策定にあたって、

1-1で男女共同参画をめぐる社会の動向及び女性活躍を取り巻く状況として、世界、

国、大阪府、門真市のそれぞれの動向を記述しております。

次に、1-2で第2次プランにおける取り組みの成果と課題、門真市の現状、第2次プランにおける取り組みの成果、第3次プランに向けての課題について説明しております。

次に、第2章では、プランの基本的考え方 として、

2-1 めざす姿

2-2 基本理念

2-3 基本姿勢

2-4 プランの位置づけ

2-5 プランの期間

としております。

第3章では、プランの基本方針 として、

3-1 施策の体系

3-2 施策の基本的方向 として、基本目標1、2、3、4

この基本目標ごとに、それぞれ方針がございます。

次のページをご覧ください。

3-3 プランの推進、資料編 の構成で進めております。

では、第1章よりご説明いたします。

1ページをご覧ください。

プランの策定にあたって、最近の男女共同参画の取り巻く状況を説明しております。

次のページをご覧ください。

ここでは、男女共同参画をめぐる社会の動向と女性活躍を取り巻く状況として、まず世界の動向を説明しています。

次のページをご覧ください。

ここでは、国の動向を説明しています。

次のページをご覧ください。

ここでは、大阪府の動向を説明し、ページ下ではジェンダーギャップ指数について説明をしています。

5ページをご覧ください。

ここでは、本市の動向として、これまでの男女共同参画社会の実現に向けた取り組み状況を説明しております。

なお、ページ下段に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和6年4月1日に施行が予定されております。

生活を営む上で、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進するものであり、第3次プランにも包含される内容でありますことから、今後策定される大阪府の基本計画も踏まえつつ、さまざまな支援に取り組んでまいりますので、この内容についての記載を追加しております。

6ページをご覧ください。

ここでは、第2次プランにおける取り組みの成果と課題として、まず、門真市の現状として、人口の推移を記載しております。人口及び1世帯当たりの人口は減少傾向にあり、世帯数は増加傾向にあります。

7ページをご覧ください。

人口構成の推移を見ますと、65歳以上の人口が平成7年度では8.8%でしたが、令和2年度において30%を超えております。

また、ページ下の外国人の登録人口の推移については、増加傾向にあります。

8ページをご覧ください。

ここでは、男女別の労働人口の推移を示しております。人口は減少傾向にありますが、女性の労働力は増加傾向にあります。

また、ページ下の女性の就業率の推移を見ますと、すべての年齢層の就業率が全国及び大阪府の平均値を上回っています。

9ページをご覧ください。

ここからは、現行の第2次プランにおける主な取り組みの成果を基本目標ごとに記載しております。

第2次プランでは、4つの基本目標を定めております。

まず、基本目標1について、方針1では、男女共同参画の意識づくりとして6月の男女共同参画週間の啓発。

方針2では、多様な選択を可能にする教育・学習の推進として、性別にとらわれず個性を尊重する教育。

方針3では、女性に対するあらゆる暴力の根絶として、女性サポートステーションWESSの開設により、女性に対する支援、11月の女性に対する暴力をなくす運動の周知啓発活動などを記載しています。

次のページをご覧ください。

指標の推移として、男女共同参画推進条例やプラン、事業者責務の認知率などの現状を記載しております。

11ページをご覧ください。

基本目標2について、方針1では、政策・方針決定過程への女性の参画の促進として、各種審議会等における女性委員の登用率の向上など。

方針2では、地域における男女共同参画の推進。

方針3では、国際社会への理解を記載しております。

次のページをご覧ください。

指標の推移として、審議会などの女性委員の割合、女性委員のいない審議会の割合、

市の女性職員の管理職登用などの現状を記載しております。

13ページをご覧ください。

基本目標3について、方針1では、雇用などの分野における男女共同参画の推進として、女性活躍推進セミナーの実施。

方針2では、仕事と家庭生活、地域活動の両立支援として、女性サポートステーションWESS主催による啓発講座や女性の就労支援のための講座の実施など。

ページ下、指標の推移として、ワーク・ライフ・バランス啓発講座の参加者数などの現状を記載しております。

14ページをご覧ください。

基本目標4について、方針1では、生涯を通じた男女の健康支援として、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（生殖に関する健康と権利）に関する啓発、小中学校における性の多様性に関する学習の実施。

方針2では、ひとり親家庭のための相談や支援の実施などを記載しております。

指標の推移として、乳がん・子宮がん検診の受診率の向上などの現状を記載しております。

15ページをご覧ください。

ここからは、第3次プランの策定に向けての課題について記載しております。

女性の参画や活躍機会の推進についての課題として、

1つめとして、職場や地域における活動での女性のリーダーの育成や支援

2つめとして、職場での男女共同参画への啓発や情報提供

3つめとして、社会変化に対応したワーク・ライフ・バランスの啓発

がそれぞれ必要。

16ページをご覧ください。

ここでは、男女共同参画社会についての学習機会や意識啓発についての課題を抽出し

ております。

- 1つめとして、男女共同参画について継続した啓発活動や情報発信
- 2つめとして、男女ともに家庭生活や地域課活動に参画できるきっかけづくり
- 3つめとして、学校教育において男女共同参画の意識づくり
がそれぞれ必要。

17のページをご覧ください。

ここでは、すべての人の健康と安心に向けた支援体制の充実についての課題を抽出しております。

- 1つめとして、だれもが安心して暮らせるよう相談機能の充実や連携の強化
- 2つめとして、在住外国人への理解や暮らしやすい環境の整備
- 3つめとして、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）
の認知度を高めること
- 4つめとして、さまざまな社会要因によって困難な状況にある人への支援
がそれぞれ必要。

18のページをご覧ください。

ここでは、あらゆる暴力の防止や被害者支援についての課題を抽出しております。

- 1つめとして、加害者、被害者にならない学習機会
- 2つめとして、相談窓口の充実
がそれぞれ必要。

以上、第3次プラン策定に向けての課題として抽出いたしました。

19ページをご覧ください。

ここからは、第2章 プランの基本的考え方 でございます。

まず、2-1 めざす姿 として、第2次プランから継承しつつ、男女にとらわれず、すべての人を包含することとし、「いきいきと 男女が ともに輝く男女共同参画都市」から、第3次プランでは、「いきいきと すべての人が ともに輝く男女共同参画都市」

と改めております。

2-2 基本理念 についても基本的に、第2次プランを継承しております。

21ページをご覧ください。

2-3 基本姿勢 でございます。

国の「第5次男女共同参画基本計画」、大阪府の「おおさか男女共同参画プラン」を踏まえるとともに、平成27年の女性活躍推進法制定や社会情勢の変化、SDGsの視点を踏まえた取り組み、コロナの影響による新たな生活様式に対応した取り組み等を、この基本姿勢に記載しております。

22ページをご覧ください。

2-4 プランの位置づけ でございますが、門真市男女共同参画推進条例に基づくものでございます。

2-5 プランの期間 として、10年を位置付けておりますが、社会情勢に応じて、見直すものとします。

説明は以上でございます。

議長

はい、説明ありがとうございます。

それでは委員の皆様方から、お気づきの点とか、あるいは質問等がありましたら、発言の方をお願いいたします。

委員

すいません。

小さなことかもしれませんが、8ページの下のグラフの「全国」の凡例がちょっと見えづらく、凡例では破線に星形かなと思うのですが、グラフでは三角形になっているので、その統一をお願いしたいと思います。

事務局

凡例の三角形が小さいので大きくして、グラフと同一に見えるよう調整します。

委員

欠席が続いたので、経緯が分かっていないということであれば申し訳ないのですが、追加といたしますか、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）のことを3ページと5ページに加えてくださっていて、施行は2024年ですが、これは売春防止法の66年ぶりの大きな改定ということで、とても大きな意味があると思うんです。

それを入れていただけたのは、とてもよかったと思うのですが、売防法ときは都道府県には配慮義務があり強制的でしたけど、市町村に対してはなかったと思います。

今回は努力義務ですけれども、婦人相談員という名称も女性相談支援員に変わりますよね。

そういった大きな変化がありますので、例えば、77ページ以降のDV被害の相談体制の充実など、そういったところに、困難女性支援法を何か反映できたらよいのではないのでしょうか。

10年間のプランですので、大阪府で基本計画を策定されて、きっとそこからの具体的な動きにはなるかと思いますが、5ページの門真市の動向にも記載されていますので、今の段階で何らかの形できっちり反映できたらいいなと感じたところです。以上です。

事務局

ご意見ありがとうございます。

その点につきましては、修正等含めまして検討いたします。

事務局

すいません。

困難女性支援法の施行がこれからということもありますので、大阪府で策定される計画等の進捗を踏まえながらといった感じで書かせていただくことになると思います。

委員

はい、分かりました。

大阪府の基本計画はこれからですので、どうぞよろしく申し上げます。

議長

よろしいでしょうか。

ご質問等がないようでしたら、引き続き、事務局から説明をお願いします。

事務局

はい、素案の第3章についてご説明いたします。

24ページをご覧ください。

第3章が本プランの重要部分でありますことから、前回の審議会でのご説明と重複する箇所もございますが、追加を含めた変更箇所も改めて、ご説明させていただきます。

まず、3-1 施策の体系でございます。

これにつきましては、施策を図にしてお示ししております。

男女共同参画社会の実現に向けて、門真市では、4つの「基本目標」を設定し、その基本目標ごとに複数の「方針」を設定し、さらに、その方針ごとに複数の「施策」をそれぞれ設定しており、体系については基本的に第2次プランを継承しております。

まず、基本目標1は、「あらゆる分野における女性の参画拡大と活躍推進」でございます。

第2次プランでは、基本目標2及び基本目標3に設定していましたが、国の「第5次男女共同参画基本計画」、大阪府の「おおさか男女共同参画プラン」、平成27年の女性活躍推進法制定を踏まえ、本市の第3次プランでは、女性の活躍推進を第1に掲げ、基本目標1にすべて集約しております。

次に、基本目標2は、「男女共同参画社会の実現に向けた意識の啓発」でございます。

第2次プランでは、基本目標1及び基本目標2に設定していたものを、第3次プランでは文言を一部変更し、基本目標2に集約しております。

次のページをご覧ください。

基本目標3は、「すべての人が安心して暮らせる環境の整備」でございます。

第2次プランでは、基本目標4に設定していたものを、第3次プランでは文言を一部変更し、基本目標3に設定しております。

基本目標4は、「あらゆる暴力の根絶と被害者支援」でございます。

第2次プランでは、基本目標1の方針3で設定しておりましたが、昨今のDV防止法の度重なる改正により、重視する必要性があることから、本市の第3次プランでは基本目標に変更しております。

基本目標ごとの方針と施策について、26ページをご覧ください。

3-2 施策の基本的方向でございます。

まず、基本目標1の「あらゆる分野における女性の参画拡大と活躍推進」でございます。

ここでは、女性活躍推進法に関する記述を新たに設け、これに基づく取り組みを追加することで第3次プランが本市の「女性活躍推進計画」を包含する構成となっております。

右ページの「目標値を設定する取り組み内容」につきましては、第2次プランの内容を、第3次プランに継承しております。

前回の審議会ではご提案しておりませんでした。10年後の目標については、

①市における審議会などの女性委員の割合については、すでに30%を達成いたしましたことから、40%。

②女性委員のいない審議会などの割合は引き続き0%。

③市における女性職員の管理職登用率については、引き続き30%。

④市における男性職員の育児取得率については、新たな目標として、ご提案しております。100%の取得に向けて、上向きの矢印でご提案させていただきました。

⑤及び⑥につきましても、上向きの矢印でご提案させていただきました。

28ページをご覧ください。

基本目標1では、方針を4つ設定しております。

まず、方針1 政策方針決定過程への女性の参画拡大 でございます。

まず、現状と課題につきましては、令和2年度に実施いたしました市民意識調査から抽出したもので、人権教育・人権啓発推進基本計画及び第3次かどま男女共同参画プランの基礎資料として実施したものでございます。

20歳以上の市民1400人を無作為抽出し、回答を得ており、事業所における調査につきましては、公正採用選考人権啓発推進員を配置されている市内の事業所及び門真市ものづくり企業ネットワーク会員事業所の中から100社を選ばせていただき、回答を得たものです。(参考：市民484通回答 4.6%、事業所55通回答 5%)

市の政策への女性意見の反映状況については、「十分に反映されている、ある程度反映されている」の回答が前回の平成23年度調査より低くなっています。

次のページをご覧ください。

市の政策への女性意見の反映のために必要なことについては、女性の意見を政策に反映することの大切さを広く啓発する、が最も高い結果が出ており、啓発の重要性が求められています。

30ページをご覧ください。

門真市職員の管理職の女性比率の推移でございます。

第1次プラン策定時の平成14年度調査では管理職の割合が1.1%、第2次プラン策定時の平成23年度調査では7.9%、最新の令和3年度では18.3%となっており、女性管理職職

員の比率は年々増加しているものの、管理職の比率はまだ低い状況にあります。

次のページをご覧ください。

施策1 審議会等委員への女性の参画促進でございます。

【市の役割】として、取り組み内容を5つ掲載しております。

次のページをご覧ください。

施策2 女性職員・女性教職員の登用促進でございます。

【市の役割】として、取り組み内容を2つ記載しております。

33ページをご覧ください。

方針2 ワーク・ライフ・バランスの理解と促進 でございます。

現状と課題につきましては、市民意識調査によると、仕事と家庭生活、地域・個人生活の希望の優先度を性別で比較すると、多くが家庭生活を優先したいと回答していましたが、次のページを見ていただくと、実際の優先度は、女性の40歳から59歳までの壮年層以外、すべて仕事を優先している結果が出ております。

36ページをご覧ください。

事業所におけるワーク・ライフ・バランスの実施についてですが、52.7%の事業所が実施しており、平成23年度調査と比較すると、8.9%上昇しています。

37ページをご覧ください。

方針2については、施策を2つ設定しており、一つ目は、施策3 ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及でございます。

【市の役割】として、取り組み内容を2つ記載しております。

38ページをご覧ください。

施策4 仕事と子育て・介護が両立できる環境の整備でございます。

【市の役割】として、取り組み内容を4つ記載しております。

39ページをご覧ください。

方針3 女性の就業支援 でございます。

現状と課題につきましては、市民意識調査によると、女性が働き続けるために必要なことについては、平成23年度調査と比較すると若干減っているものの、育児休業・介護休業制度を利用しやすい職場環境づくりの推進が依然として求められています。

また、大阪府の調査と比較すると、本市では育児や介護のための施設やサービスの充実、家事や育児、介護等への男性の参加の割合が低い結果が出ています。

40ページをご覧ください。

方針3については、施策を1つ設定しております。

施策5 多様な働き方への支援の推進でございますが、【市の役割】として、取り組み内容については、2つ記載しております。

41ページをご覧ください。

方針4 女性の活躍推進でございます。

現状と課題につきましては、市民意識調査によると、職場において男女格差を感じることに付いてですが、⑤管理職への登用、④昇進、昇格、②賃金などが、依然として男性の方が優遇されているとの回答が高くなっています。

42ページをご覧ください。

また、男女の対等な就労促進に必要なことについては、結婚や出産にかかわらず働き続けられる職場の雰囲気を作るが最も多く、次いで賃金・昇給の男女格差をなくす、などが高くなっています。

次のページをご覧ください。

施策6 就労の場における女性の活躍推進でございますが、【市の役割】として、取り

組み内容を5つ記載しております。

ここまでが基本目標1の説明になります。

44ページをご覧ください。

基本目標2「男女共同参画社会の実現に向けた意識の啓発」でございます。

第2次プランでは、基本目標1に、「誰もが認め合い、共感できる男女共同参画を進めましょう」としておりましたが、第3次プランでは、基本目標2とし、表現を一部変更しております。

男女共同参画に対して、第2次プラン策定時に比べ、認知度は進んできておりますが、今後さらに広報周知、啓発が求められているため表現を変更しております。

ページ真ん中の目標値を設定する取組内容をご覧ください。

前回の審議会ではご提案しておりませんでした。目標値を設定する取組内容の10年後の目標については、男女共同参画推進条例及びプラン、事業者責務などの認知率については、さらなる周知の必要性があることから、%提案ではなく、上向きの矢印でご提案させていただきました。

45ページをご覧ください。

方針1 広報・啓発・情報収集による理解の促進でございます。

現状と課題につきましては、市民意識調査によると、男女の地位の平等感について、男性が優遇されている、どちらかといえば男性が優遇されている、が多くを占めており、家庭、地域、職場、学校、政治など、あらゆる場面において男女共同参画の視点での見直しが求められています。

46ページをご覧ください。

固定的性別役割分担意識についてですが、「男は仕事、女は家庭」という意識に対し、多くは、そうは思わないという回答結果が出ています。

47ページをご覧ください。

男女共同参画推進条例、及び、かどま男女共同参画プランの認知状況についてでございますが、内容もよく知っているが低く、知らなかったが高いといった結果が出ております。

事業所においては、知っているが43.6%で、平成23年度調査結果から変化は見られません。

今後、さらなる周知啓発を進めていかなければならないと考えております。

次のページをご覧ください。

方針1については、施策を2つ設定しており、施策7 男女共同参画の理解と共感ですが、【市の役割】として、取り組み内容を3つ記載しております。

次のページをご覧ください。

施策8 男女共同参画に関する情報の収集・提供でございます。

【市の役割】として、取り組み内容を2つ記載しております。

50ページをご覧ください。

方針2 市民一人ひとりの意識に対する啓発の推進でございます。

方針2については、施策を3つ設定しております。

現状と課題につきましては、市民意識調査によると、現在参加している地域活動などについては、趣味や学習、スポーツ活動などが28.7%で、最も高くなっています。

52ページをご覧ください。

施策9 地域団体・企業などと一体となった啓発の促進でございますが、【市の役割】として、取り組み内容を1つ記載しております。

53ページをご覧ください。

施策10 地域のさまざまな活動に関する男女共同参画の促進でございます。

【市の役割】として、取り組み内容を4つ記載しております。

項目の③をご覧ください。

第2次プランでは、「防災と防犯活動に対する男女共同参画の促進」としての取り組みとしていましたが、第3次プランでは「防災・災害時における男女共同参画の推進」を新たに設け、取り組みを記載することとし、ここでは防犯のみで項目をあげています。

54ページをご覧ください。

施策11 市民、団体などの地域活動に対する支援でございます。

【市の役割】として、取り組み内容を3つ記載しております。

55ページをご覧ください。

方針3 多様な選択を可能にする教育・学習の推進でございます。

現状と課題につきましては、市民意識調査によると、子育てに対する考え方については、①性別にこだわらず、子どもの個性を伸ばすほうがよい、という回答が高く、次世代を担う子どもたちが性別役割分担意識にとらわれない多様な生き方が選択できることが求められているといえます。

56ページをご覧ください。

男女共同参画社会の形成が必要な理由として、男性も女性もその能力と個性を十分に発揮し、多様な生き方を選択できるようにするためという回答が一番多い回答が出ています。

57ページをご覧ください。

方針3については、施策を2つ設定しております。

まず、施策12 保育所、認定こども園、幼稚園、学校における男女共同参画意識の醸成でございますが、【市の役割】として、取り組み内容を6つ記載しております。

58ページをご覧ください。

施策13 男女共同参画を進める多様な学習機会の提供でございます。

【市の役割】として、取り組み内容を2つ記載しております。

以上までが、基本目標2までの説明になります。

議長

はい、説明ありがとうございます。

先程と同じようにご意見・質問等ありましたらご発言お願いいたします。

委員

ご説明ありがとうございます。気になった点を一つ申し上げます。

市民意識調査の結果で、ジェンダー統計が少し少ないのではないかと感じました。

もちろん経年変化もとても大事なことです。それを入れていただいていることは、評価できますし、いくつかは経年変化のみでも特に問題ない項目もあるかと思いますが、例えば、特に気になってこれは男女別があった方がいいのではないかと思ったのは、41ページの職場において男女格差を感じることでとか、45ページの分野別男女の地位の平等感です。

もし、グラフの挿入が難しいようでしたら、例えば、顕著に男女で結果が違うところは、その現状と課題として文章に書いていただくとか、これは意図的だったと言ったらおかしいですけど、ジェンダー統計の方針ですとか、あるようでしたら教えていただければと思います。

少し気になったところです。以上です。

事務局

ご意見ありがとうございます。

まず意識調査につきまして、今、提案いただきました41ページと45ページにつきまして

では、調査状況の中身を確認して挿入できるかどうか、こちらで検討させていただきまして、会長とご相談させていただきます。ありがとうございます。

委員

ご検討お願いいたします。

委員

またまた申し訳ございません。

50ページのグラフですが、凡例が抜けていますので、挿入をお願いします。

事務局

ご指摘ありがとうございます。

50ページにつきましては、51ページと同じように令和2年度の調査と平成23年度の調査の凡例を入れます。ありがとうございます。

委員

24ページの施策13が「多様な働き方への支援の推進」となっていますが、58ページを見ると、「男女共同参画を進める多様な学習機会の提供」となっていて、表記が間違っていると思います。

事務局

ご指摘ありがとうございます。

これにつきましても、事務局の方で必ず修正いたします。

委員

57ページの市の役割で「⑤キャリア教育の推進」がありますよね。

何か一般的なキャリア教育の推進というよりは「性別にとらわれない」といった文言をつけた方がよいのではないかと思いました。

事務局

ご意見ありがとうございます。

まず、今いただきました「性別にとらわれない」という文言につきましては、事務局の方で担当課と調整をしまして、また、山本会長にご報告申し上げます。

議長

よろしいでしょうか。

ご質問等がないようですので、引き続き、事務局から説明をお願いします。

事務局

続いて59ページをご覧ください。

基本目標3は、「すべての人が安心して暮らせる環境の整備」でございます。

基本目標3では、方針を4つ設定しております。

第2次プランでは「男女が」と表記しておりましたが、第3次プランでは、全ての人に向けた表現となるよう変更しております。

目標値を設定する取組内容をご覧ください。

前回の審議会ではご提案しておりませんでした。10年後の目標については、基本目標1及び2と同様に、①②につきましては、%提案ではなく、上向きの矢印でご提案させていただきました。

60ページをご覧ください。

方針1 生涯を通じた健康支援でございます。

方針1については、施策を2つ設定しております。

現状と課題につきましては、男女ともに心身が健康で充実した生活を送るために、生涯を通じた健康管理が求められていますが、市民意識調査によると、女性特有の健康に関する問題に対し、男性も正しい知識を持ち、性と命を尊重する意識を高めることが求められています。

61ページをご覧ください。

施策14 すべての人へ向けた心身の健康に関する啓発、教育の推進でございますが、【市の役割】として、取り組み内容を4つ記載しております。

次のページをご覧ください。

施策15 生涯各期に応じた健康対策の推進でございますが、【市の役割】として、取り組み内容を4つ記載しております。

63ページをご覧ください。

方針2 さまざまな困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備でございます。

方針2については、施策を2つ設定しております。

現状と課題につきましては、さまざまな社会的要因によって困難な状況にある人への支援が求められています。

64ページをご覧ください。

施策16 困難な状況に置かれた人々への課題解決のための支援強化でございますが、【市の役割】として、取り組み内容を7つ記載しております。

①のひとり親家庭に対する支援につきましては、前回の審議会でご意見を頂戴いたしましたので、事業担当課と調整の上、記載内容を「ひとり親家庭の自立支援を計画的に進めます。」から「ひとり親家庭の多様な相談等に対応し、自立支援を計画的に進めます。」に修正いたしております。

次のページをご覧ください。

施策17 複合的に困難な状況に置かれている人々への対策の推進でございますが、【市の役割】として、取り組み内容を4つ記載しております。

項目の④をご覧ください。

第3次プランでは、コロナ禍における、さまざまな困難への支援として物資の支援や相談体制の充実を新たに項目として追加しておりますが、

前回の審議会にご提案させていただいた表現では、コロナウイルス感染症に限定しておりましたが、社会情勢の変化に対応するため、コロナウイルス感染症に限定せず、「等」という表現を加えております。

66ページをご覧ください。

方針3 多様性の尊重と理解の促進・支援でございます。

方針3については、施策を2つ設定しております。

現状と課題につきましては、外国人登録人口が増加傾向にあり、今後、在住外国人への理解や暮らしやすい環境の整備が求められています。

次のページをご覧ください。

施策18 性の多様性の尊重と理解促進や支援でございます。

【市の役割】として、取り組み内容を2つ記載しております。

68ページをご覧ください。

施策19 在住外国人が暮らしやすい環境づくりの整備でございます。

【市の役割】として、取り組み内容を3つ記載しております。

前回の審議会ではご提案しておりませんでした。が、市民、地域、事業者の皆さんができることの〇の2つめを追記しております。

〇の3つめの、わかりやすい言葉や表現に言い換えた「やさしい日本語」を使用していきたいです。

これについては、阪神淡路大震災で外国籍の住民や旅行者が被災した教訓から、日常生活のさまざまな場面で、やさしい日本語の活用が求められていますので、追記をしております。

次のページをご覧ください。

施策20 多様な文化への理解と交流の推進でございます。

【市の役割】として、取り組み内容を3つ記載しております。

70ページをご覧ください。

方針4 防災・災害時における男女共同参画の推進でございます。

現状と課題につきましては、災害時において、平常時の性別役割分担意識が大きく反映されることが懸念されており、日頃から男女共同参画の視点を持った取り組みが求められています。

第2次プランにおいては、「防災と防犯活動に対する男女共同参画の促進」としての取り組みとしていましたが、第3次プランでは「防災・災害時における男女共同参画の推進」を新たに設け、取り組みを記載しております。

防災・災害時における男女共同参画の推進が求められておりますので、これを踏まえ、新たに施策としてあげております。

71ページをご覧ください。

基本目標4 「あらゆる暴力の根絶と被害者支援」でございます。

基本目標4では、方針を3つ設定しております。

第2次プランでは、基本目標1の方針3で設定しておりましたが、昨今のDV防止法の度重なる改正により、重視する必要があることから、本市の第3次プランでは、基本目標に変更しております。

また、第2次プランでは、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」として掲げておりましたが、第3次プランでは、性別を限定せず、あらゆる暴力の根絶ととらえ、表記いたしております。

目標値を設定する取組内容をご覧ください。

前回の審議会ではご提案しておりませんでした。10年後の目標については、

①につきましては、暴力を受けることがあってはならないことから、0%

②につきましては、相談窓口の周知啓発を図り、さらに多くの方に知っていただく必

要があることから、下向きの矢印でご提案させていただきました。

72ページをご覧ください。

方針1 あらゆる暴力の根絶の推進でございます。

現状と課題につきましては、市民意識調査によると、DVの経験や見聞きしたことがあるについて、直接自分が暴力を受けたことがある、身近に暴力を受けた当事者がいるとの回答が出ています。

74ページをご覧ください。

DVの内容を見ると、大声で怒鳴られるが最も高く、身の危険を感じるくらいの暴力を受けるといった回答が出ています。

75ページをご覧ください。

方針1については、施策を1つ設定しております。

施策22 暴力を許さない社会づくりのための推進と啓発でございます。

【市の役割】として、取り組み内容を9つ記載しております。

77ページをご覧ください。

方針2 相談体制の充実でございます。

現状と課題につきましては、DVを受けた後の相談先として、どこにも相談しなかったの回答が最も多く、相談しなかった理由として、相談しても無駄だと思った、自分さえ我慢したら、なんとかこのままやっていけるといったなどの結果が出ています。

誰もが安心して相談できる相談機能の充実等が求められています。

79ページをご覧ください。

方針2については、施策を1つ設定しております。

施策23 安心できる相談体制の充実と連携体制の構築でございます。

【市の役割】として、取り組み内容を5つ記載しております。

80ページをご覧ください。

方針3 被害者へ支援体制の充実でございます。

現状と課題につきましては、市民意識調査によると、女性の人権が尊重されていないと感じることについて、職場において差別処遇を受けること、DV、セクハラを受けるなどの結果が出ており、相談機能の充実などが課題といえます。

81ページをご覧ください。

方針3については、施策を1つ設定しております。

施策24 被害者の安全確保と支援体制の充実でございます。

【市の役割】として、取り組み内容を5つ記載しております。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」いわゆるDV防止法において、「～当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるように努めなければならない。」とあり、このことから第2次プランにおいても掲げており、また、昨今のDV防止法の度重なる改正や認知度数の増加を重く受け止め、第3次プランにおいても同様に継承してまいりたいと考えております。

続いて82ページをご覧ください。

3-3 プランの推進のうち、

(1) プランの重点項目 でございます。

新たに、第3次プランにおいては、特に重点的に取り組む項目を重点項目として掲げております。

- 1は、審議会や管理職への女性登用
- 2は、女性の就労や活躍機会への支援
- 3は、男性の育児休業取得への理解・促進
- 4は、市民への男女共同参画の啓発

5は、性の多様性の尊重
6は、暴力の根絶と被害者支援
としております。

84ページをご覧ください。

(2) プランの管理手法

85ページをご覧ください。

(3) プランの推進体制 を記載しております。

86ページをご覧ください。

最後に資料編といたしまして、前回の審議会ではご提案させていただいておりませんでしたが、

- 1 プランの策定経過
- 2 門真市の男女共同参画条例等
- 3 審議会委員の皆様の名簿
- 4 男女共同参画関連の年表
- 5 用語説明

などを記載しております。

説明につきましては、以上でございます。

議長

説明ありがとうございます。

それでは、説明に関してご意見とか、お気づきの点がありましたら、発言の方よろしくをお願いします。

委員

63ページの方針の2の「さまざまな困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備」という項目がありますよね。

さっき、委員がおっしゃった趣旨と同じなのですが、困難女性支援法の絡みがここも名目的に言うと、ほぼ同等のことが謳われていますので、もし可能であればというレベルで、先程、委員は77ページ以降の相談体制のところ反映してはどうかということをおっしゃっていましたので、入れるとすればこの項目ぐらいかなと。弁護士でありながら法律の詳しいこと分かっていないのでごめんなさい。

可能であれば、そういうことは入れておいてはどうでしょうという程度の参考意見で思いました。

事務局

ご意見ありがとうございます。

いただきましたご意見につきましては、事務局の方で精査し、修正等進めまして、山本会長にご報告申し上げます。ありがとうございます。

委員

83ページの、重点項目6「暴力の根絶と被害者支援」というところの下から3行目ですが、「若い世代への教育や啓発」とありますが、この場合の若い世代というのは、どのぐらいの年齢を想定されていますか。

というのも、青年とか、そのぐらいのイメージを持ちやすいかなというように思うんですね。

でも実際には、学校現場での例えば小中学生という義務教育レベルからの暴力の根絶というのはとても大事なことで、文科省でも方針を出していますよね。

DV防止法の対象ではないですが、デートDVについても書いてあるので、何かもうちょっと学校教育に、組み入れたような文言が入ればより分かりやすいかなという気がするのですが。

すみません、もしも、できればということで。

事務局

ご意見ありがとうございます。

まず、ご提案いただきました若い世代というのが、かなり幅広い年齢層という感じで受けとられますので、ここにつきましては、学校教育の中での小学生・中学生と本当に若い世代に少し絞った表記ができるかということをごちの方でも検討いたします。

また、デートDVというのは、本当に小学生・中学生からの教育で求められておりますので、その点につきましても、できるだけ反映できるように努めてまいります。

委員

すいません、また細かいことなのですが、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の表記が、17ページでは、「ブ」になっているとか、61ページでは「ヴ」になっているとか、資料編の用語説明では「ブ」になっていたりと、もしかしたら他にもあるかもしれませんが、統一をお願いします。

事務局

ご指摘ありがとうございます。

こちらの方もきちんと確認した上で修正を進めてまいります。

議長

よろしいでしょうか。

何かご質問等、他にございませんでしょうか。

ないようであれば、「その他について」事務局から説明をお願いします。

事務局

はい、その他についてご説明いたします。

素案のご説明の冒頭で申し上げましたが、本日いただきましたご意見を参考に素案の加筆修正を行い、計画（案）として、年明け1月に開催予定の男女共同参画社会推進本部会議にて報告を行い、承認をいただきます。

その後、パブリックコメントを行った上で、さらに推進本部会議にて結果を報告し、3月末に予定しております審議会で最終の計画（案）の答申をいただき、策定できるよ

う進めてまいります。

以上でございます。

議長

これを持ちまして、審議を終了いたします。

円滑な議事進行にご協力をいただき、ありがとうございました。

これで、議長の任を終わらせていただきます。

あとは、事務局でよろしく申し上げます。

事務局

皆様、大変お疲れ様でした。

以上を持ちまして、令和4年度第4回門真市男女共同参画審議会を閉会させていただきます。

本日はありがとうございました。